

金融改革プログラム「工程表」のポイント

	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
I. 活力ある金融システムの創造			
(1) 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底			
金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会第一部会において、「投資サービス法(仮称)」についての議論を本格化(16年9月) ・銀行等に証券仲介業務を解禁(16年12月) ・信託業法の改正に伴い、信託契約代理店制度等を整備(16年12月) ・金融審議会第二部会の報告書(16年3月)を踏まえ、銀行等が販売可能な保険商品の範囲拡大及び適切な弊害防止措置について検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取りまとめ(17年6月を目指す) ・上記基本的な考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施 	
保険商品の多様化と価格の弾力化の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・各保険会社の自己責任原則に基づく商品開発・管理の態勢整備を促進するため、事務ガイドラインを改正(17年6月を目指す) ・多様な商品開発を促進する観点から、第三分野商品等について、当局の商品審査基準のより一層の明確化を図るため、事務ガイドラインを改正(17年12月を目指す) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険商品の価格の弾力化を促進する観点から、保険料のうち保険数理に直接よらない部分を中心に商品審査を簡素化する方向で保険業法施行規則等を改正(17年中より順次改正)
「投資サービス法(仮称)」の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会第一部会において、「投資サービス法(仮称)」についての議論を本格化(16年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取りまとめ(17年6月を目指す) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記基本的な考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施
製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等への証券仲介業務解禁(16年12月)にあわせ、弊害防止措置等を整備 ・信託業法の改正による信託契約代理店制度等の創設(16年12月)にあわせ、顧客に対する説明義務等の必要な措置を整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・銀行代理店制度等について顧客保護措置の整備を含む制度の見直し
偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・預金取扱金融機関について、実態調査を踏まえた犯罪防止策の実施を要請(17年2月) ・「偽造キャッシュカード問題に関するスタディ・グループ」を開催し、犯罪防止策、犯罪発生後の対応のあり方、補償のあり方について検討し、中間報告を取りまとめ(17年3月を目指す) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタディ・グループにおいて、最終報告を取りまとめ(17年4月を目指す) ・スタディ・グループの報告を踏まえ、犯罪防止策、犯罪発生後の対応策を金融機関に対し要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対して行った「要請」に基づき、その対応をフォローアップし、必要に応じて監督上の対応を実施
「金融サービス利用者相談室」の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融サービス利用者相談室」の立上げに向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融サービス利用者相談室」を立上げ予定(17年7月を目指す) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数や主な相談事例のポイントを取りまとめ、定期的に公表
利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育に係るこれまでの取組みを検証 ・「金融経済教育懇談会」を開催(17年3月より) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記「懇談会」において、金融経済教育のあり方について議論(17年6月を目指す) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「懇談会」での議論を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、財務局等の活用を通じ、金融庁主催のシンポジウム、教師との懇談会、教師向け研修会、教材の普及等、金融経済教育に係る諸施策を実施